

北九州市個人情報保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第2号

北九州市個人情報保護に関する法律施行条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 帳簿の作成及び公表（第3条）

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第4条—第8条）

第2節 訂正（第9条・第10条）

第3節 利用停止（第11条・第12条）

第4章 審査請求等

第1節 北九州市個人情報保護審査会（第13条—第16条）

第2節 諮問等（第17条）

第3節 審査会の調査審議の手続等（第18条—第23条）

第4節 雑則（第24条）

第5章 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（第25条）

第6章 雑則（第26条・第27条）

第7章 罰則（第28条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業管理者及び消防長、財産区並びに地方独立行政法人をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 帳簿の作成及び公表

第3条 実施機関は、当該実施機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項並びに法第75条第1項の政令で定め

る事項を記載した帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し、及び公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルを除く。）については、適用しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを帳簿に掲載しないことができる。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

（条例で定める開示情報及び不開示情報）

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条第1号本文に掲げる情報のうち、同号ウに掲げる公務員等の氏名に係る部分（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当する部分及び次項に該当する部分を除く。）とする。

- 2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要がある情報として条例で定めるものは、北九州市情報公開条例第7条第1号本文に掲げる情報のうち、同号ウに掲げる公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分（これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合における当該部分に限る。）とする。

（開示請求に対する措置）

第5条 実施機関は、法第82条各項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示をしない場合（法第81条の規定により開示請求を拒否する場合及び当該保有個人情報を保有していない場合を除く。）において、当該保有個人情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、その旨を当該各項の書面に付記しなければならない。

（開示決定等の期限）

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条前段の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求等に係る手数料等)

第8条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項本文の規定により写しの交付を受ける者(電磁的記録に記録されている保有個人情報について、規則で定めるものの交付を受ける者を含む。)は、当該写しの交付に要する費用を納付しなければならない。

3 市長及び地方公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項の費用を徴収しないことができる。

第2節 訂正

(訂正決定等の期限)

第9条 訂正決定等は、訂正請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第10条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするれば足りる。この場

合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条前段の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

第3節 利用停止

(利用停止決定等の期限)

第11条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第12条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条前段の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4章 審査請求等

第1節 北九州市個人情報保護審査会

(設置等)

第13条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問（以下「審査請求に係る諮問」という。）に応じ、同項の審査請求について調査審議するため、市に、北九州市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第24条第1項の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について審議すること。
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について、意見を述べること。
- (3) 北九州市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年北九州市条

例第22号)第45条第1項の規定による諮問に応じ、同項の審査請求について調査審議すること。

(4) 北九州市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について審議すること。

(組織)

第14条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第15条 審査会の委員(以下「委員」という。)は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第16条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第2節 諮問等

第17条 審査請求に係る諮問は、弁明書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第29条第2項の弁明書をいう。以下同じ。)の提出を受け、又は弁明書を作成した後(反論書(同法第30条第1項に規定する反論書をいう。以下同じ。)又は意見書(同条第2項に規定する意見書をいう。以下同じ。))を提出すべき期間を定めたときは、当該期間を経過した後)、速やかに、審査会に行わなければならない。

2 審査請求に係る諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、弁明書の写し(反論書又は意見書が提出された場合は、それらの写しを含む。)を当該諮問と同時に(反論書又は意見書が当該諮問後に諮問庁に提出された場合は、それらの提出を受けた後、速やかに)、審査会に提出しなければな

らない。

- 3 諮問庁は、審査請求に係る諮問に対する審査会の答申があったときは、これを尊重して、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の裁決を速やかに行うものとする。
- 4 諮問庁は、前項の裁決に係る裁決書の主文が同項の審査会の答申と異なる内容である場合には、その理由を当該裁決書に記載しなければならない。

第3節 審査会の調査審議の手続等

(審査会の調査権限)

- 第18条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合には、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問庁は、審査会から前項前段の規定による要求があったときは、これを拒んではならない。
 - 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、及び審査会に提出するよう求めることができる。
 - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

- 第19条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合には、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

- 第20条 審査請求人等は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。ただし、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第21条 審査会は、第18条第3項若しくは第4項又は前条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された前項の主張書面又は資料の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

3 審査会は、第1項本文の規定による送付をし、又は閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧等に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第22条 審査会が行う第13条第1項の規定による調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第23条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

第4節 雑則

(個人情報 の適正な取扱いに関する意見の聴取等)

第24条 実施機関(地方独立行政法人を除く。第3号において同じ。)は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報 の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報 の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

- 2 第13条第2項第3号の規定による調査審議に係る諮問等及び審査会の調査審議の手續等については、同条第1項の規定による調査審議の例による。
- 3 審査会が行う第13条第2項第3号の規定による調査審議の手續は、公開しない。

第5章 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

第25条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 前項の手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者
12,600円

第6章 雑則

（開示請求等の状況の公表）

第26条 実施機関は、毎年度1回、開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに審査請求の状況について、その概要を公表するものとする。

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第28条 第15条第5項の規定に違反して職務上知ることができた秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第14項の規定は、公布の日から施行する。

（北九州市個人情報保護条例の廃止）

2 北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の北九州市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第11条に規定する業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において当該職員であった者のうち、個人情報の取扱いに従事していたもの
 - (2) この条例の施行前において旧条例第10条第3項に規定する受託業務に従事していた者
 - (3) この条例の施行前において旧実施機関が公の施設の管理を行わせていた指定管理者（以下「旧指定管理者」という。）が行う公の施設の管理の業務に従事していた者
- 4 この条例の施行前に旧条例第16条第1項、第30条第1項本文又は第38条第1項本文の規定による請求があった場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前に旧条例第44条第1項又は第47条第2項の規定による諮問をした場合における旧条例に規定する調査審議については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第47条の北九州市個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において第15条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 7 旧条例第49条第5項に規定する職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 8 付則第3項第1号又は第2号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 9 付則第3項第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第67条に規定する指定管理者保有個人情報（以下「指定管理者保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索す

ることができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

10 付則第3項第1号又は第2号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報をおのこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

11 付則第3項第3号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧指定管理者が保有していた指定管理者保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

12 付則第7項の規定によりなお従前の例によることとされた同項の義務に違反した者に対する罰則の適用については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

13 この条例の施行前に旧条例に規定する違反行為をした者に対する罰則の適用については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

14 市長は、この条例の施行前においても、第15条第1項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、当該任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。

（北九州市情報公開条例の一部改正）

15 北九州市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第7条第1号の次に次の1号を加える。

（1）の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項各号列記以外の部分に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項各号列記以外の部分に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項本文に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項各号列記以外の部分に規定する個人識別符号

（北九州市行政不服審査会条例の一部改正）

16 北九州市行政不服審査会条例（平成27年北九州市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第1項の機関」を「北九州市行政不服審査会（以下「審査会」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 審査会は、行政不服審査法第81条第1項の機関として、同法の規定によりその権限に属させられた事項（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第1項の審査請求に係る事項を除く。）を処理する。

第8条中「総務企画局」を「総務局」に改める。

（北九州市債権管理条例の一部改正）

17 北九州市債権管理条例（平成29年北九州市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。